

令和2年度テーマ展

報徳仕法の集大成

—「轟村一村式仕法」の全容—

日光市二宮尊徳記念館



轟村畑田成絵図 個人蔵

1 はじめに

明治維新（1868年）直前の16年間、聖地日光のお膝元である日光神領村々では、二宮金次郎（尊徳）・弥太郎（尊行）親子らによる農村復興事業（報徳仕法）が実施されました。中でも、轟村と千本木村は、「一村式仕法」と言われる報徳仕法の集大成となるモデル事業が行われています。そして、この地域には150年を経た今日に至るまで、有形無形の報徳の足跡が豊富に遺されています。

上の絵図は、1866（慶応2）年頃の轟村の状況を示すものです。水路を青、道を朱、畑をピンク、畑田成（畑の水田化）を白で示しています。報徳仕法により、荒地が水田に蘇った様子を示しており、私たちに報徳仕法の具体的な姿をみせてくれます。

このテーマ展は、轟村の一村式仕法の詳細を明らかにしながら、実際の報徳仕法のあり様を知ろうとするものです。この展示が、来館された皆様方の新たな発見につながり、多様な側面をもつ日光地方の報徳仕法の実態を探るきっかけとなることを願っております。



↑仕法導入以前の轟村絵図 1822（文政5）年頃 個人蔵
轟村と周辺村々とは境界確認をした絵図で、報徳仕法導入前（31年前）の轟村の様子が描かれている。ここから、用水路が未整備で水田がほとんど無い状況が読み取れる。

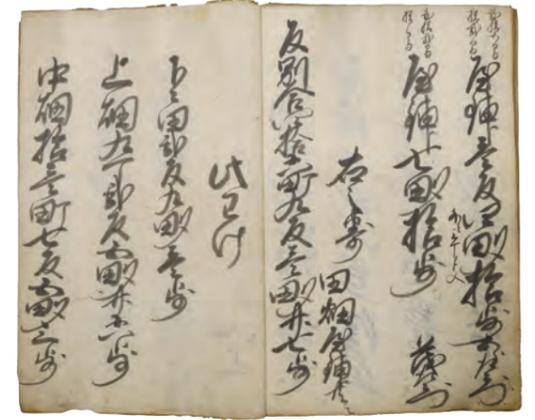


←今市詰人馬割合帳
1860（安政7）年正月 他多数 個人蔵
轟村は、今市宿の公的通行を補完する人足と馬を供給する助郷村19村の1村に定められていた。今市宿は、日光道中（日光街道）・日光道中壬生通（例幣使街道）・会津道（会津西街道）の3街道の結節点で、諸大名の日光参詣等の際には多忙を極めた。助郷村には、今市宿の間屋から人馬の調達命令が頻繁にあり、轟村民には重い負担となっていた。

2-1 江戸時代の轟村の耕地状況一覧

等級	面積	割合 (%)	筆数
上田	-	0	0
中田	-	0	0
下田	-	0	0
下々田	2反9畝01歩	0.6	20
上畑	9町2反5畝26歩	19.7	168
中畑	11町7反5畝03歩	25.0	219
下畑	15町2反0畝21歩	32.4	294
下々畑	7町8反1畝20歩	16.7	152
屋敷	2町5反9畝16歩	5.5	32
計	46町9反1畝27歩	100	885

・1666（寛文6）年8月 轟村検地水帳より作成
・江戸時代を通して、轟村の耕地の状況は表のとおりでした。

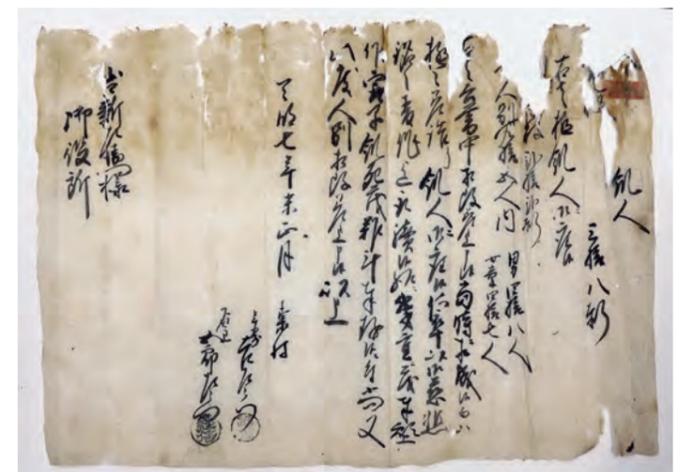


↑下野国日光領轟村御検地水帳2冊
1666（寛文6）年8月 個人蔵

→（右）轟村御救金被下置候御請書
1787（天明7）年2月 個人蔵
天明の飢饉に際し、日光目代の山口氏役所から轟村各戸に与えた「御救い金」の受取りの覚書。

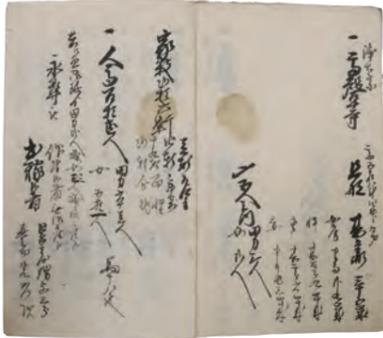
→（左）轟村雑穀御改帳
1833（天保4）年11月 個人蔵
天明期（1780年代）に続き、天保期（1830年代）にも大規模な飢饉に襲われている。日光奉行所では、日光神領内の村々各戸の米・稗・大麦・小麦・粟・蕎麦・大豆・小豆の保管状況を調査している。

2 報徳仕法導入前の轟村の状況
江戸時代の轟村の検地帳（土地台帳）をみると、耕地の大部分は畑地です。検地帳に基づく日光神領の年貢は、他の領地と比較すると低率の年貢（金納）でした。しかし、今市宿への人馬の調達を命じられる助郷役は、轟村にとって重い負担となっていました。
江戸時代後半の天明期（1780年代）と天保期（1830年代）には、冷害などの自然災害による飢饉が全国各地を襲っています。轟村にも飢饉の波は押し寄せており、徐々に人口や家数が減少し、荒地が増大しています。領主（日光目代や日光奉行所）は、その対応として村々の飢え人の状況を調査し、救済のための「御救い金」を与えます。しかし、荒廃化の状況には、なかなか歯止めがかけられません。



↑轟村飢人調査
1787（天明7）年正月 個人蔵
冷害による諸国大飢饉のさなか、日光神領内でも飢え人の数を調査している。轟村では、38軒中22軒（58%）が飢えていることを日光目代の山口氏役所に報告している。





↑轟村宗門御改帳下書
1854（嘉永7）年3月 個人蔵

元々は、村民がキリシタンではなく、寺院の檀家であることを証明したもののだが、次第に村の戸籍簿の役割を担う。ここに記載された一人一人が、轟村の一村式仕法実施当時に活躍していた。なお、江戸時代の轟村には、名主1名と年寄（組頭）4名がいた。

4-1 嘉永7（1854）年 轟村宗門御改帳（下書）に基づく戸籍一覧表

上の古文書より作成

No.	戸主 (数字は年齢)	寺	人数			家族構成 (数字は年齢)							15~60 男数	持高 (石)	馬数 (疋)
			計	男	女										
1	名主五右衛門 49	法	8	6	2	女房まさ 46	伴五郎左衛門 33	嫁糸ひ 28	二男丑松 26	三男豊吉 23	孫金太郎 11	孫兵藏 4	4	11.43793	1
2	年寄徳右衛門 49	法	7	3	4	女房さち 47	嫁り糸 38	伴縫之丞 23	娘い糸 13	三男忠吾郎 8	四女ちい 5		2	11.91830	1
3	年寄四郎右衛門 65	法	4	3	1	伴七蔵 24	兄	嫁さみ 27	女房とく	甥與三郎 35	()は、削除を示す		2	7.82034	1
4	年寄喜兵衛 49	法	7	4	3	女房かつ 38	兄次五右衛門 63	姉ふて 59	伴彦右衛門 31	嫁みつ 29	二男金吾 11		2	5.78681	1
5	年寄吉左衛門 49	法	8	3	5	伴次郎左衛門 36	嫁はつ 35	孫きく 11	孫いの 17	三女つき 6	四女わき 3	眞子与年吉 14	2	5.46009	1
6	藤右衛門 35	法	5	4	1	父勇次 65	女房とよ 27	弟伊勢吉 28	伴幸吉 4				2	4.68011	1
7	清左衛門 72	法	1	1	0	養子鉄藏 (加筆)							0	6.10736	0
8	忠左衛門 40	法	1	1	0								1	3.60539	0
9	百姓代喜左衛門 31	法	3	2	1	母さよ 55	弟伴次 21						2	8.71784	1
10	福蔵 29	法	2	2	0	弟寅蔵 24							2	6.41218	1
11	伊右衛門 32	法	6	2	4	祖母しの 82	母きよ 52	女房さち 29	伴吉之助 10	娘きさ 5			1	7.58158	1
12	弥右衛門 50	法	4	3	1	女房かね 34	伴文弥 12	二男文五郎 4					1	7.61511	1
13	長左衛門 57	法	4	2	2	女房まさ 52	伴長松 27	娘てふ 19					2	4.47294	1
14	佐右衛門 45	法	6	2	4	母かん 61	女房かね 36	弟覚右衛門 37	嫁すて 31	娘はつ 10			2	7.29989	1
15	伝左衛門 58	法	5	3	2	父伝右衛門 78	女房こん 51	娘その 27	二男専吉 20				2	5.28889	1
16	定七 51	法	6	1	5	女房むめ 42	娘糸ん 18	次女いせ 14	三女かね 9	四女もと 4			1	6.20699	1
17	亀吉 45	法	1	1	0								1	3.59110	0
18	与市 31	法	3	3	0	弟久二郎 25	眞子茂兵衛 3						2	1.85093	0
19	武右衛門 52	法	4	1	3	母さと 69	女房いの 50	娘もよ 17					1	5.77904	1
20	恵之助 21	法	3	2	1	母つる 59	兄久次 35						2	5.96718	1
21	太右衛門 59	法	3	1	2	妹つめ 35	娘り糸 27						1	3.60069	1
22	吉郎兵衛 53	法	4	2	2	女房はや 45	響磯七 33	娘まつ 26					2	5.80567	1
23	次郎右衛門 22	法	4	1	3	母のぶ 55	女房しぶ 20	妹つね 16					1	2.81914	1
24	亀太郎 27	法	5	3	2	母かの 55	女房はな 24	弟辰之助 22	三弟亀次 9				2	3.58960	0
25	善左衛門 68	高	3	2	1	女房はつ 62	伴惣吉 31						1	3.37495	0
26	甚兵衛 35	高	5	3	2	女房まる 29	伴甚太郎 9	二男甚二郎 6	三女ませ 3				1	5.84009	0
合計			112	61	51								42	152.63014	19

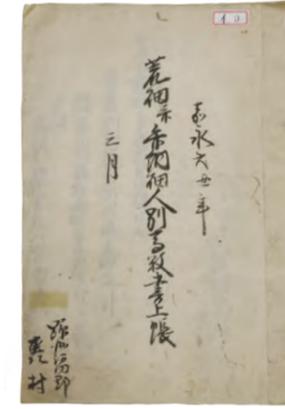
■ : 安政2年（1855）8月の轟村一村式仕法開始時の「轟村荒地起返難村旧復之仕法向願書写」（『二宮尊徳全集』第28巻所収）に記載されている者です。
 ■ : 後に戸主として登場する者です。
 「法」：法蔵寺 「高」：高声寺を表しています。

→轟村荒畑並弁納畑人別馬数書上帳

1853（嘉永6）年3月 個人蔵

1853年2月13日、二宮金次郎は幕府から日光神領報徳仕法の命令を受けている。日光奉行所は、その直後の3月に領内89か村の実態調査を実施。この古文書は、轟村から日光奉行所に報告したものの控えで、以下の内容である。

- ・轟村の石高は211石6斗4升4合
- ・反別は46町8反1畝09歩 その内、荒畑が21町0反6畝01歩（荒地率45%）で、村で負担する漬弁納分は12町2反9畝18歩（26%）
- ・家数は26軒 人数は117人（男63人・女54人）
- ・馬数は18疋



3 日光御神領の報徳仕法始まる
 金次郎は、1787（天明7）年に小田原で誕生。35歳の時、小田原藩主大久保公から分家の宇津家領（現真岡市）の復興事業（報徳仕法）を命じられました。この成功により、金次郎の報徳仕法は各方面から注目されるようになります。1853（嘉永6）年2月、67歳の二宮金次郎は、幕府から念願（7年前に日光神領の仕法雛形を作成済）の日光神領の荒地旧復仕法を命じられます。なお、同年3月の日光奉行所による仕法直前の調査では、神領（89か村）内耕地の27%が荒地という状況でした。



↑今市報徳役所使用の御用重筆筒

1864（元治元）年4月 個人蔵

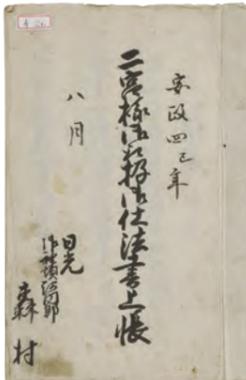
底に、「日光御神領村々荒地起返難村旧復仕法取扱御用重筆筒 元治元甲子年四月二十日造之 二宮弥太郎尊行（花押）」の墨書がある。つまり、この筆筒は今市報徳役所で使用されていた筆筒で、1864年に造られたものであることがわかる。轟の旧名主宅に伝来したもの。また、引き出しの中には、借用証文等の反故紙による渋紙が入っている。なお、このパンフレットの柱には、この筆筒に書かれた弥太郎の花押を使用した。



↑今に伝わる二宮家使用の長持

1853（嘉永6）年3月 個人蔵

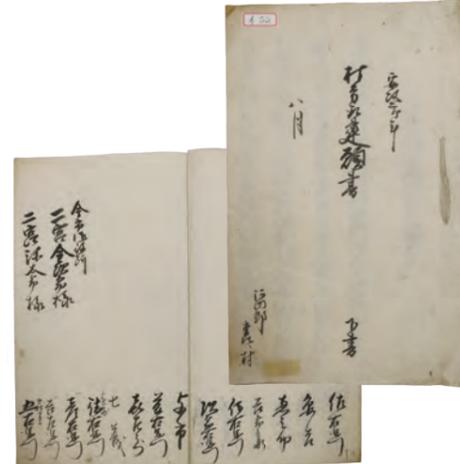
轟の旧名主宅に伝来したもの。長持の底と蓋の裏に「嘉永六年癸丑三月造 二宮氏」の墨書が見える。なお、嘉永6年3月16日付の「東陣屋日記」（『二宮尊徳全集』第5巻所収）に、桜町（現真岡市）の職人に長持一棹を造らせた記述もある。



↑二宮様御取扱御仕法書上帳

1857（安政4）年8月 個人蔵

1857年（安政4）に、轟村で行われた一村式仕法のあらましを示す史料が、今も轟に残されている。農業出精奇特人の入札・極難困窮人の入札・用水堀普請の賃金と扶持米・漬百姓取り立てなどの具体的な様子が見える。



↑村方取建仕法に付轟村惣百姓願書

1855（安政2）年8月 個人蔵

轟村一同25名から二宮金次郎・弥太郎親子に宛てた仕法嘆願書。報徳役所は、この願書を承認して、轟村一村式仕法を開始する。

4 轟村の一村式仕法いよいよ始まる
 轟地域には、現在千点以上の古文書が存在します。丹念に史料をみていくと、その中に報徳仕法当時に活躍した人々の姿がはつきりと残されています。宗門人別帳（戸籍簿）には、仕法の真つただ中を生き抜いた人々の名前が記載されています。また、一村式仕法を金次郎・弥太郎親子に必死に懇願した25名は、この戸籍簿の戸主（世帯主）たちでした。そして、名主五右衛門をはじめとする村役人たちは、仕法当時の様子を克明に書き留めており、現代の私たちに、150年前の轟村一村式仕法の様子を正確に伝えてくれます。

単位の解説

展示で使用している江戸時代の主な単位について解説します。

面積の単位は？

江戸時代の土地面積は、町・反・畝・歩で表します。

1町 = 10反、1反 = 10畝、1畝 = 30歩

1歩 = 1坪 ≒ 3.3㎡ (畳2畳分です。)

1畝 = 30歩 ≒ 100㎡ (1a)

1反 ≒ 1,000㎡

1町 ≒ 10,000㎡ = 1ha



1石、1斗、1升、1合ってどのくらい？

1石 = 10斗 1斗 = 10升 1升 = 10合です。

米1合は、180ml = 150g

1升 (1升瓶) = 1.8ℓ 重さ約1.5kg

1斗 (10升) = 18ℓ 重さ約15kg

米1石の重さは、150kg (米1合の1,000倍)



1両は、今ならいくら？

金1両を米の相場で換算すると、米1石は150kgです。

(江戸時代、金1両で米1石が買えたと言われる。)

現代の米5kgの値段を2,500円とすると、この相場の米1石の金額は、150kg × 2,500円 ÷ 5kg = 75,000円となります。

今回の展示では、金1両 = 米1石 = 約75,000円

として換算しています。



金と銭の関係は？

金1両 = 銭何貫文？

金1両 = 4分 = 16朱 1分 = 4朱 4進法の計算です。

銭の単位は文、1,000文 = 1貫文です。

江戸時代初期の金と銭の相場は、

金1両 = 銭4貫文 = 4,000文でした。

しかし、この相場は変動しており、幕末期には、

金1両 = 銭6貫500文程度となっています。



以上、「古文書ネット」等を参照しました。

5-2 轟村荒地起返しの結果ランキング一覧表

①耕作者ランキング

No.	耕作者名	町・反・畝	歩
1	五郎左衛門	239	21
2	五右衛門	138	14
3	彦左衛門	131	8
4	與左衛門	126	12
5	基兵衛	112	15
6	七蔵	102	27
7	藤兵衛	91	8
8	徳右衛門	87	20
9	伴七	81	7
10	藤右衛門	80	19
11	定七	79	25
12	武右衛門	76	15
13	與市	73	21
14	寛右衛門	73	19
15	音吉	69	24
16	彦右衛門	67	10
17	福蔵	66	13
18	恵之助	62	17
19	伊右衛門	62	9
20	重左衛門	51	5
21	清左衛門	48	8
22	喜三郎	43	21
23	金助	38	9
24	鉄蔵	35	21
25	吉左衛門	33	14
26	吉郎兵衛	32	18
27	助次郎	28	17
28	長左衛門	28	3
29	磯七	25	9
30	次郎左衛門	23	17
31	豊吉	22	18
32	治郎右衛門	22	15
33	喜左衛門	20	14
34	亀太郎	12	8
35	伝左衛門	12	5
36	丑松	10	
37	弥右衛門	9	22
38	多左衛門	8	7
39	仙吉	4	1
40	藤左衛門	4	
41	熊次郎	3	20
42	茂吉	3	6
43	亀吉	1	15
合 計		23町4反7畝	7歩

②小字別ランキング

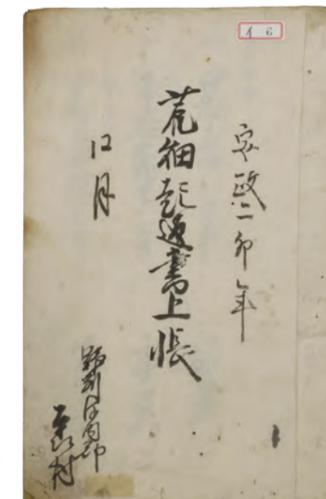
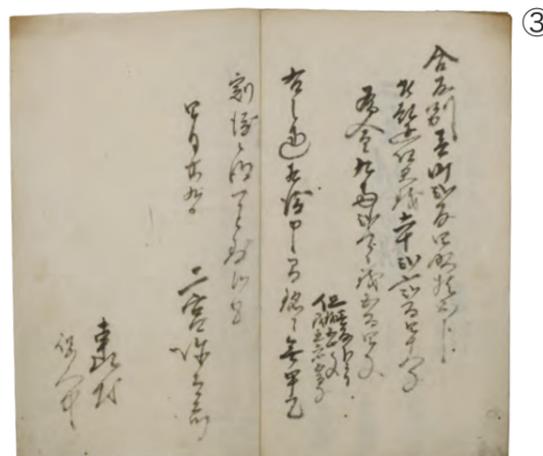
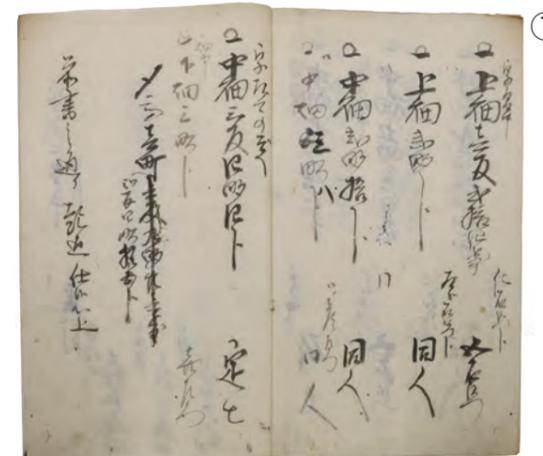
No.	小字名	町・反・畝	歩
1	畑中	390	21
2	北	268	29
3	後	188	17
4	松原	181	17
5	塚の前	123	28
6	道端	119	6
7	河内	100	8
8	瀧の上	99	26
9	畑中道上	97	8
10	下原	82	4
11	廟所の前	63	
12	上原	51	10
13	屋敷	48	23
14	館の跡	43	0
15	屋敷裏	42	29
16	間々下	38	19
17	梅ヶ沢	32	10
18	坂下	31	22
19	土手下	30	29
20	館下	28	20
21	館の添	25	17
22	泉立	23	25
23	地境	20	23
24	那美柿	18	23
25	間々上	18	4
26	柳の下	16	22
27	館のみ	13	5
28	関之澤道	12	
29	地田	10	25
30	大久保	10	24
31	館の台	9	28
32	澤端	9	10
33	道上	8	16
34	澤くりめん	7	20
35	澤の上	7	12
36	野添	6	23
37	そりかわ	6	13
38	吉ッ橋	6	5
39	はりかわ	5	15
40	堀添	5	
41	ひろの後	4	24
42	屋敷前	4	24
43	篠原	4	8
44	畠ヶ	4	6
45	畑中道下	3	18
46	上山	3	4
47	屋敷	3	
48	つつじヶ入	2	20
49	庚塚	2	10
50	帯の所	2	
51	寺の下	2	
52	宮の前	1	27
53	桜ヶ沢	1	10
合 計		23町4反7畝	7歩

①・②共に『二宮尊徳全集』第28・29・30巻より作成

5-1 轟村荒地起返しの実施面積及び費用の集計表

No.	年 号		面 積				費 用			
	和 暦	西 暦	町	反	畝	歩	金		永 文	
							両	分		朱
1	嘉永7	1854		9	9	14	7	2	2	26.3
2	安政2	1855	5	0	4	26	38	3	0	85.9
3	安政3	1856	1	3	5	26	10	1	2	76.3
4	安政4	1857	1	4	2	19	10	3	2	96.7
5	安政5	1858		4	4	28	3	1	2	29.1
6	安政6	1859	2	3	0	18	18	1	0	78.6
7	万延元	1860	1	6	2	23	13	0	3	83
8	文久元	1861	2	1	2	23	16	3	2	116.6
9	文久2	1862	1	2	1	13	11	1	2	84.3
10	文久3	1863		9	9	7	9	0	2	35
11	元治元	1864	2	4	5	10	34	0	2	14.8
12	慶応元	1865		9	1	4	32	0	0	70.5
13	慶応2	1866	1	3	1	24	31	3	0	116.8
14	慶応3	1867	1	2	4	12	38	3	1	61.2
計			23	4	7	7	277	1	2	100

『二宮尊徳全集』第28・29・30巻所収の各年「荒地起返反別並賃金取調書上帳」より作成
なお、金1両=永1貫文(1,000文)として計算しています。



↑轟村荒地起返書上帳(二宮弥太郎署名入り)1855(安政2)年4月 個人蔵
荒地起返しの手順を示す史料。①起返した小字名・畑の等級・面積・耕作者を書上げ、②名主ら村役人が、それらをまとめ弥太郎(報徳役所)に報告、③報徳役所が、その現地を確認の上、二宮弥太郎名で起返面積に応じその費用(1反歩に付銭5貫文)を与えた。

5 復興仕法の中核「荒地の起返し」
金次郎は、荒廃した日光神領の復興のためには、荒地起返し(再開発)が最も重要と位置付けています。自力で荒地起返しをした者には、1反歩(約1000㎡)当り銭5貫文(約6万円)を与えます。また、自力起返しが不可能な場合や規模が大

きい場合は、報徳役所の雇い人足(「破畑人足」という)が直接実施する場合もありました。仕法開始前の轟村には、21町余(約21ha)の荒地がありました。21町余(約21ha)の荒地がありましたが、荒地起返しによりそれ以上の23町4反7畝(約

23・5ha)の耕地を復活させています。なお、報徳役所では、その経費に277両余(約2000万円)を支出しています(5-1参照)。

6-1 轟村報徳仕法による用水堀・用水堀浚い・悪水抜き堀の普請概要一覧表

No.	期 間	西暦	種別		長 さ (1間:1.818m)		場 所	人足内訳 (名)				費用総額				右之内無利息金				全集 巻一頁	
			内容	費用負担	(間)	(m)		都合	轟村	外村	破畑	両	分	朱	永	両	分	朱	永		
1	安政2年3月	1855	新堀	自力・無利息	250	455	芹沼残水引入れ	16	16	0	0	8					8	0	0	0	28-559
2	安政2年9月12~13日 (実働2日)	1855	堀浚	御普請	214	389	字梅ヶ沢水神石碑 ~若林車屋	29	21	0	8										28-539
	安政2年9月24~25日 (実働2日)		堀浚		154	280	字梅ヶ沢~分水	18.5	10.5	0	8										
	安政2年9月晦日~10月1日 (実働2日)		新堀		264	480	字曲沢屋敷上~石橋	40	22	0	18										
	安政2年10月2~5日 (実働4日)		新堀		369	671	字城下~小川	57	26	0	31										
	安政2年10月12~17日 (実働4日)		堀浚		573	1042	芹沼内町谷分水口 ~字富士山前	67	39	0	28										
小 計					1574	2862		211.5	118.5	0	93	7	1	0	51.2						
3	安政3年4月15~20日 (実働6日)	1856	新堀	御普請	328	596	字曲沢	83	50	0	33	2	0	0	7.3					28-697	
4	安政3年12月1~2日 (実働2日)	1856	新堀	御普請	168	305	字地下古堀	27.5	10.5	0	17	0	3	0	110.9					28-698	
5	安政4年8月6~28日(実働9日) (町谷村共・芹沼村異加人足有)	1857	堀浚	無利息・御普請	1300	2363	今市地内字黒石 ~町谷・轟分水口	472	115	209	148	11	1	0	47.4	6	3	2	44	28-847	
6	文久元年2月晦日~3月13日 (実働5日)(道橋普請共)	1861	悪水	御普請	223	405	字畠中・曲沢館坂下	66	43.5	0	22.5	2	1	2	123.3					29-597	
7	慶応元年3月20~11月10日 (実働35日)(畑田成共)	1865	悪水	御普請	148	269	字館坂下	401.2			401.2	38	3	3	78					30-61	
計	新用水堀				1379	2507		223.5	124.5	0	99	17	17	0	169.4	8	0	0	0		
	用水堀浚				2241	4074		586.5	185.5	209	192	11	1	0	47.4	6	3	2	44		
	悪水抜堀				371	674		467.2	43.5	0	423.7	40	4	5	201.3	0	0	0	0		
	合 計				3991	7255		1277.2	353.5	209	714.7	74	0	3	43.1	14	3	2	44		

・『二宮尊徳全集』第28・29・30巻掲載の各年「用水堀普請人足賃金扶持米取調書上帳 轟村」等より作成
 ・「種別 費用負担」欄中、「自力・無利息」とは：轟村人足の自力普請で、報徳無利息金を活用しています。
 「御普請」とは：報徳役所の直轄の工事で、報徳役所から破畑人足へ賃金・扶持米や轟村人足へ扶持米が支給されています。

6 耕地の生産力を高めた
 「用水堀の普請」

日光神領村々の用水堀普請(工事)の多くは、今市扇状地内を流れる河川(大谷川・田川・行川等)の豊富な水を活用しています。荒れ畑や遊休地に水路を整備し、生産性の高い水田に変えようとする主体的な取組みです。用水普請の区分には、新規用水堀・古水路の堀浚や拡幅・悪水抜き(排水路工事)があります。また、費用負担の区分は、村民による「自力普請」と、破畑人足・村民による「御普請」があります。「自力普請」では、報徳無利息(足)金を活用しています。

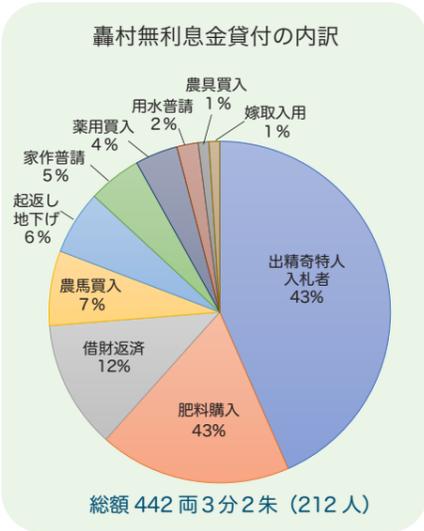
一方、用水普請に伴い、下流の村々や隣接する村と、水や土地をめぐる争いも頻発しています。その調整に、弥太郎報徳役所が立会い、最終的には日光奉行所が裁定をするという構図も見えます。今日、私たちが恩恵に預かっている農業用水の多くは、こうした先人たちの努力の賜物です。轟村の仕法による用水堀普請の概要は、6-1のとおりです。



↑ 芹沼・轟・町谷三ヶ村用水堀普請人足賃金扶持米取調書上帳 1857(安政4)年8月 個人蔵
 二宮金次郎・弥太郎親子に提出した1857(安政4)年の用水堀普請(一覽表中のNo.5の堀浚工事)の実績報告書。内容は、今市地内字黒石(大谷川を分水する堰がある)から芹沼地内の町谷・轟分水口までの堀浚工事の実績を書き留めたもの。都合人足472名が参画し、その賃金・扶持米の代金11両1分余(内6両3分余を報徳無利息金拝借)を要した。



↑ 芹沼・轟・町谷三ヶ村用水繪図面 1858(安政5)年2月 個人蔵
 難航していた芹沼用水(ここで言う三ヶ村用水のこと。元々芹沼村が大谷川から引水した用水堀)の分水問題について、日光奉行所と二宮弥太郎・伊東発身の立会いのもと、成立した分水に関する三か村間の取決め。大谷川からの引水量を10として、芹沼5:轟2.5:町谷2.5の割合で分水することを決定している。



↑轟村報徳無利息金拝借証文(17点) 1855(安政2)~1866(慶応2)年 個人蔵



↑轟村報徳無利息金五ヶ年賦拝借証文の裏書(「報徳冥加金」の上納受取) 1864(元治元)年10月 個人蔵
この古文書(左側)は、轟村の武右衛門が焼失した家屋再建の資金として、金7両を5か年賦(1年に1両1分2朱・永25文ずつ、5年で返済)で拝借した証文です。この裏書を見ると、武右衛門は、完済後の6日目、報徳役所に報徳冥加金(年賦額と同額の1両1分2朱余)を上納しています。報徳役所は、この報徳冥加金を受領し、報徳仕法の原資(資金)に加えることを明記して、二宮弥太郎の「尊行印」を押印している。

報徳役所では、身上調査をしたうえで、個々の耕地の確保や生活改善のために報徳無利息(足)金の貸付を実施しています。具体的には、出精奇特人への貸付・肥料購入・借財返済・農馬購入・荒地開発・薬用購入等に活用されています。返済期間は、金額と内容により、1・3・5・7か年賦があります。
なお、この貸付を借用した者は、完済後の次年に年賦返済額と同額を報徳役所に「報徳冥加金」(利

10 「報徳無利息金」を活用した生活の立て直し

息ではない)を上納しています。報徳役所ではそれを受領して、再び報徳仕法の原資(資金)に組み込み、他の困窮者救済に役立たせる仕組みを構築しています。この報徳冥加金が、この貸付金の特質です。報徳金を借用して「支えられた者」が、冥加金を推奨することにより他者を「支える者」に変化していきます。報徳無利息金貸付の内容は10-1に示したとおりです。

8-1 轟村一村式仕法による極難困窮人の入札結果一覧表

『二宮尊徳全集』第28・29・30巻より作成

No	役職	名前	安政3年2月	安政4年8月	安政5年7月	安政6年5月	万延元年7月	文久元年4月	文久2年7月	文久3年7月	元治元年6月	慶応元年5月	合計回数
1		與市	○3(3)	○2(4)	○1(10)	○4(3)	○2(7)	○3(2)1分・50文薬用手当	○2(10)	○2(11)	○1(17)	(無次郎へ)	9(1・2番札6回)
2		熊次郎											
3	年寄	七蔵	□5(1)	□4(2)	○5(2)	○3(5)	○1(13)	○2(4)	○	○	○	○	6(2)
4	百姓代	伊右衛門	○1分病難手当	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
5	百姓代	吉郎兵衛	○	○	○	○	○	●	○	○	○	(磯七へ)	
6	百姓代	藤右衛門	●5(1)	●1(6)2分病難手当	○6(1)	○5(2)	○	○1(10)	○	○	○	○	5(2)
7	百姓代	喜左衛門	○4(2)	○4(2)	○3(4)	(藤兵衛へ)							3(0)
8	名主	藤兵衛					○2分 農具・家具手当	○2分 娘2人病薬用手当	○2分 2石代2周1分57.7文(伴七共)1周1分2朱・25文薬用	●3分 妻病難決手当	○	○	
9	年寄	五右衛門	○1両2分村内一同に屋根葺き手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10		五郎左衛門	2分 病難手当				○(名主見習)	○(名主見習)					
11	年寄	吉左衛門	□	□	□1両2朱 起返手当	□	□	□	□	□	□	□	
12		音(乙)吉	○3(3)	○4(2)	○4(3)	○1(9)	○4(3)	○3(2)	○	○	○	○	6(1)
13		伊勢吉											
14		惠之助	○4(2) 1両1分2朱・35.1文 畑田成手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1(0)
15		茂吉											
16		清左衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	年寄	鉄藏											
18		彦右衛門	□	□	□	□	□(年寄見習)	□(年寄見習)	□(年寄見習)	□(年寄見習)	□	□	
19		武右衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20		弥兵衛											
21		甚兵衛	○5(1)	○4(2)	○2分 犬食手当	○2分(2度) 妻薬用	○	○3朱・25文 薬手当	○	○	○	○	2(0)
22		與左衛門	○2(4)	○3(3)	○2分 犬食手当	○1分2朱 畑田成手当	○	○2分3朱・25文 薬用	○	○	○	○	2(1)
23	百姓代	定七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24		長左衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	年寄	徳右衛門	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
26	(百姓代)	弥右衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27		喜三郎											
28		龜吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29		太左衛門	○5(1)	○5(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	
30		重左衛門											
31	百姓代	傳左衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32		仙吉											
33		佐右衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34		寛右衛門											
35		伴七	○1(6)	○2(4)	○2分 犬食手当	○2分 妻病薬用手当	○	○	○	○	○	○	2(2)
36		龜太郎	○	○2分2朱家作手当	○2(7)	○2(7)	○	○	○	○	○	○	2(2)
37		福藏(松)	○5(1)	○	○	○5(2)	○3(5)	○1(10)	○1(18)	○	○	○	5(2)
38		彦左衛門				(豊吉→彦左衛門)	○	○	○	○	○	○	
39		金助											
40		助次郎											
41		富三郎											
42		文蔵											
43		源右衛門				(豊吉潰取立)	豊吉3分起返手当						
44		弥八											金助取立
45	満返転	久蔵											
46	判明分	庄右衛門											
47	11軒	善右衛門											助次郎取立
48		定右衛門											
49		太郎左衛門											
50		栄助											
51		満返転名前不明分	12名										
52			11(25)	9(26)	6(27)	6(28)	4(28)	5(28)	2(28)	2(28)	2(28)	入札なし伊勢吉1人	

◎:名主 □:年寄 ●:百姓代 ○:百姓を示します。なお、表の見方は、安政3年のNo25にある「伴七 1(6)」を例にとると、百姓伴七が、轟村の各戸主による極難困窮人の入札において、「6票」を獲得して「1番札」となったことを示しています。



←報徳金御拝借証文之事 1856(安政3)年10月 個人蔵
彦右衛門が壹番札の褒美として、生活向上の手段に活用する金10両の報徳無利息金を5か年賦で拝借している。

11 轟村一村式仕法の「総仕上げ」

轟村民の生活安定を目指した轟村一村式仕法は、1855（安政2）年から1866（慶応2）年までの12年間に、報徳役所から総額1644両余（約1億2000万円）が投入され、成し遂げられました。具体的には、報徳役所の指導に基づく荒地の再開発を中心として、水路や道路の普請、村民自らの選挙による出精奇特人表彰と極難困窮人救済、家屋等の新築や修繕、漬れ式の再興、無利息金の貸付等を複合的に展開しています（11-1参照）。

この一村式仕法の結果、轟村は荒地を完全に復旧させ、困窮人も皆無となり、すべての問題が解決し、「安心永続の道」に到達します。そこで、村民たちは、報徳役所に感謝をし、子々孫々まで伝えていくことを誓い、仕法の終了を願ひ出します。

それを受けた報徳役所の二宮弥太郎・富田高慶らは、1866（慶応2）年4月に日光奉行所役人の参列のもと「仕上げ会」を開催しています。その際、①日掛縄ない積金の2割増返金（積小為大への褒美）、②報徳無利息金による村民借金の根本処理（困窮の原因を断つ）、③全戸への丹精褒美金の授与（一致協力への褒美）、④非常用穀稗10俵の配備（もしもへの備え）を決定しています。そして、弥太郎の村民に対する最後の訓話では、「仕法終了後も、勤勉・儉約に努め、譲り合い助け合い、永久安堵の道をめざすよう」激励しています。こうして轟村一村式仕法は幕を閉じます。

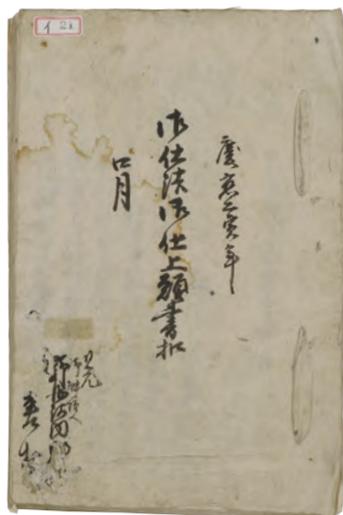
今日の轟地域は、私たちに、手入の行き届いた道路、そこに点在する野仏、そして用水と水田が織りなす美しい農村景観を見せてくれます。また、人々は報徳の教えを受け継ぎながら安定した生活を営んでいます。まさに今から154年前に二宮弥太郎と誓い合った「安心永続の道」・「永久安堵の道」を歩んでいるかのようです。

私たちは、この展示を通して、その根源が「二宮金次郎の報徳仕法」にあることを、改めて確認することができます。



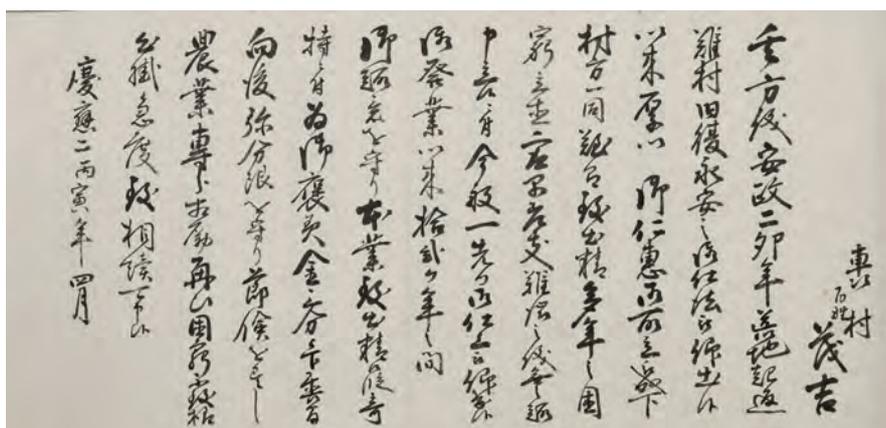
→轟村日掛縄ない積立金取調帳

1866（慶応2）年4月 個人蔵
一村式仕法では、自力復興の考え方を各人に徹底させるため日掛縄ないを実践させた。仕法期間12年を通して、1軒に付1日縄1房を作り、その代金（1房を銭5文で買取る）を報徳役所に積み立てる仕組みである。1866（慶応2）年4月の轟村一村式仕法終了時に、積立金に2割増の褒美金を加えた総額70両2分余が返金され、それを各戸に配布している。まさしく自立復興をめざす「積小為大」の実践活動であった。



↑轟村御仕法御仕上願書

1866（慶応2）年4月 個人蔵
轟村民28名が二宮弥太郎に宛てた嘆願書。これにより、豊かで平穏になった轟村の一村式仕法は終了となる。



↑御仕法御仕上に付褒美金三分下置かれ候申渡

1866（慶応2）年4月 当館寄託
一村式仕法の終了に伴い、報徳役所から轟村民一同に対し、12年間の農業出精に対する褒美金が与えられた。本史料は、百姓茂吉に金3分が与えられたもの。

パンフレット作成・展示協力者
テーマ展を開催するにあたり、以下の方々に協力いただきました。記して御礼申し上げます。（敬称略）
江連一彦 江連政喜 木村浩 狐塚昭子 狐塚正美
栃木県立博物館

発行：日光市二宮尊徳記念館（日光市今市 304-1）
電話：0288（25）7333 / FAX：0288（25）7334
発行日：令和2年11月3日
※本書を無断で転載・複製することを禁じます。

